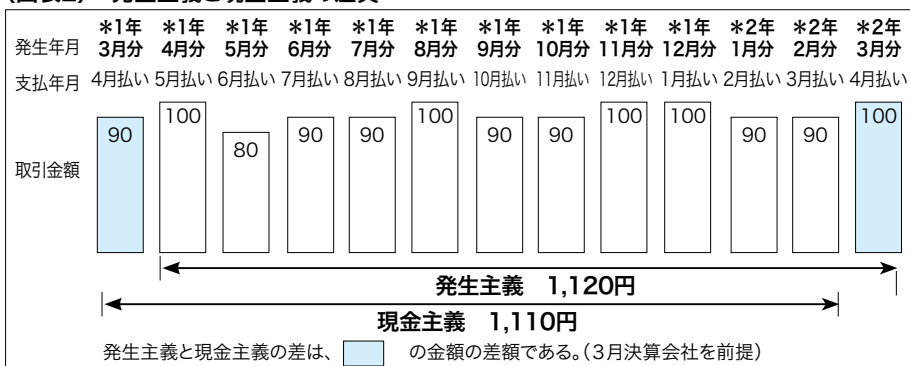


経過勘定特有の 性質／反復性

経過勘定の代表例として、未払費用の計上実務を考えてみたい。

「重要性の原則」適用の基準値を「明らかに僅少な額」とした場合、経理担当者が機械的に重要性判断を下

(図表2) 発生主義と現金主義の差異



せるため、運用しやすいというメリットがある。しかしその反面、重要性の値がかなり小さな額になると考えられ、重要性が乏しいと判定される取引が少なくなるといってデメリットもある。

つまり、事実上、「重要性の原則」が機能しないということだ。具体的には、当期に発生した費用で、請求書が翌期首に届いたものについて、重要性が乏しいとみなせるものがわずかしかなく、そのほとんどを未払費用として計上せざるを得ないという結果になるのである。これでは企業の負担軽減にならない。そうならないためにはどうすれば

よいか。1つ考えられるのは、経過勘定の対象となる取引について、毎年ほぼ同額が経常的に発生しているかどうかを確認することだ。もしそうであるなら、未払費用の場合、当期末に未払計上する金額と前期末に未払計上した金額がおおむね同額になつている。その場合、現金主義で費用計上しても、発生主義で費用計上しても、あまり大差はないのである。

仮に、発生主義を現金主義に組み替えるならば、前期末に未払計上した額を当期の費用に加える一方、当期末に未払計上した額を当期の費用から除く。要するに両者の差額が、組替えによる影響金額となる。両者

はほぼ同額ということだから、差額は少額になるのである。そして、その額に重要性の原則を適用すれば、重要性が乏しいと認められる可能性は高くなる(図表2)。

実際のところ、未払費用を計上するかどうかの基準は、金額基準よりも請求書到着日基準で一律に対応している企業が多いように感じる。決算日後何日までに届いた請求書は未払計上し、それ以降届いたものは翌年度の費用にするという対応だ。そうした企業は、前述したように、現金主義で計上しても大きな影響はないということを、経験的に理解しているのかもしれない。

第2章

より踏み込んだ負担軽減策が提供されている 「連結会計における 重要性の原則」

個別財務諸表の 誤り容認規定

連結会計においても「重要性の原則」という考え方が当然にある。企

業に連結決算を求める一方で、負担軽減策としての「重要性の原則」を用意したという構図だ。

企業会計基準22号「連結財務諸表に関する会計基準」(以下、「連結会計基準」という)の(注1)では、「重要性

の原則」の適用について次のように言及している。

連結財務諸表を作成するにあたっては、企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関